

3、争議参加者中四名を懲罰せらるる事
 4、懲罰の罰金は日本會社の人財部の中より適當の人員を
 會社の責任せる懲罰せらるる事。
 5、安全費外に、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 該會社半額負担とし、そのほかの費用は、該會社負担せらるる事
 6、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 7、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 8、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 9、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 10、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、
 11、請求は、そのほかの費用は、そのほかの費用は、

根拠人 謝臨會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

6、争議費用として二百圓交付すること
 7、被解雇者四名に對し解雇手當並に歸郷旅費を支給すること
 8、涙金として争議費用（二百圓）中より各十圓宛交付すること
 以上